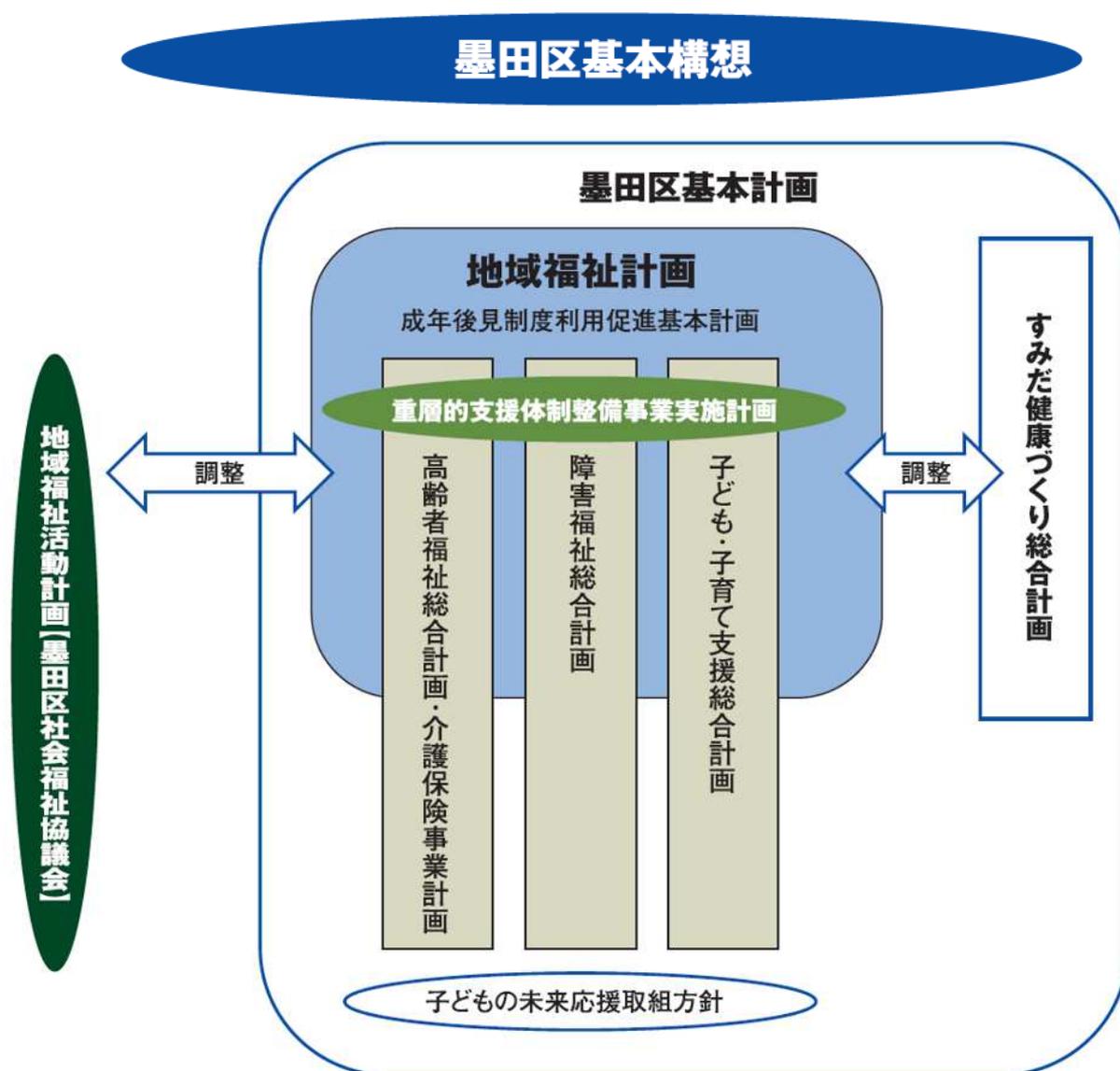


第 3 次墨田区地域福祉計画令和 3 年度実績報告
第 4 次墨田区地域福祉計画令和 4 年度事業計画
概要版

墨田区の福祉保健分野における計画の体系図



第3次墨田区地域福祉計画（後期）

計画の期間・位置づけ

計画の期間：平成23年度から令和2年度までの10年間を計画期間としている。（平成28年度から令和2年度までの5年間を後期計画として改定したが新型コロナウイルスの影響により計画期間を令和3年度まで延長した。）

位置づけ：（1）墨田区基本構想、基本計画との整合性を保ちつつ地域福祉を推進するための基本指針
（2）福祉分野における部門別計画の基礎となる福祉計画
（3）社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」

令和3年度

1 事業実績

基本目標1 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

大規模災害時の災害ボランティアのプレ登録制度を開始し、登録者に災害ボランティアに関する情報提供を行うほか、城東ブロック災害ボランティアセンターの会議に参加し、都内の災害ボランティアセンターとの連携を図った。

基本目標2 区民が安心して利用できる福祉サービスを提供する

民生委員・児童委員と区の関係機関の連携を深め、区民からの相談があった場合に、適切な相談機関につなげる体制を整えた。（民生委員・児童委員協議会全体会：6回、会長会：10回、地区会：4回、専門部会：3回、地区連絡協議会：1回）

市民後見人の育成と養成を行うとともに、活動マニュアルを配布するなど、安心して後見活動ができるようにした。（市民後見人養成研修受講者8人、市民後見人受任件数9件）

基本目標3 区民の積極的な地域活動を進める

地域福祉の推進及びすみだ・ボランティアの日の啓発を兼ねた「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」をIU情報経営イノベーション専門職大学及びすみだリバーサイドホールの2会場で実施した。

令和3年度に地域福祉プラットフォームを新たに1箇所開設し、京島・本所・八広の3箇所でも世代交流や活動者の育成、地域における気軽な相談場所として運営した。

基本目標4 区民が地域で支えあい・助けあうしくみを確立する

第4次墨田区地域福祉計画（令和4年度～令和8年度）の策定のため、地域福祉計画推進協議会を3回実施した。（地域福祉計画推進本部：3回、地域福祉計画推進協議会：3回）本計画には、重層的なセーフティネットの強化を図り、地域共生社会の実現を目指すことを目的とした墨田区重層的支援体制整備事業実施計画を策定した。

2 事業評価

事業数及び評価

事業数\評価	A	B	その他
計画書掲載事業数 28事業	26事業	2事業	0事業

A：計画どおりに進んでいる場合

B：計画に遅れが生じている場合

その他：計画の見直し等の必要が生じている場合

評価「B」事業一覧

事業番号	事業名	説明
23	ふれあいサロン実施地区の拡大	計画で定めた目標値を達成できなかったため。 ふれあいサロン活動地区：計画22地区 実績15地区
24	小地域福祉活動実践地区の拡大	計画で定めた目標値を達成できなかったため。 小地域福祉活動実践地区：計画36地区 実績33地区

3 目標と実績についての分析

各計画事業について、新型コロナウイルスの感染拡大防止策を講じながら、概ね計画どおり実施されている。

4 利用者等の声

(令和3年度利用者等から聞き取った主な意見)

【おもちゃサロン(事業No2)】

コロナ禍で親以外の大人との関わりがないが、継続的に利用することでボランティアの方と交流できる。

【市民後見人の育成・支援(事業No10)】

研修では各分野の専門的な話や実際経験している方の話を聞くことができ勉強になった。
また、社会福祉協議会が監督人となってサポートしていただけるので、心強い。

【すみだハート・ライン21、ミニサポート事業、ファミリー・サポート・センター(事業No12)】

週1回、協力会員が顔を見せてくれてホッとする。

以前は自分で取り換えていた電球を替えてもらえてありがたかった。

新生児と2人で過ごしている時、サポート会員の方が来てくれて会話ができて嬉しかった。

【生活保護受給者自立支援プログラムNo13】

求人が少ない中でも、就労支援員とハローワークの職員の協力で就職することができた。

ボランティア活動をすることで、外出したり、人と会うきっかけができた。

【地域福祉活動リーダーの発掘・育成No20】

小地域福祉活動連絡会では、他の団体のアイデアを聞くことができたので、自分のところでも実施してみたい。

【ふれあいサロン実施地区の拡大No23】

実施方法・人数・時間の工夫を行いながら実施した。自宅で作品等を作成してもらい、それを展示して地域の方に見てもらった。

【小地域福祉活動実践地区の拡大No24】

戸別訪問や郵送で、お便りやマスク等を配付した。戸別訪問の際は様子を聞いたり、気になる方には電話連絡を行った。

第4次墨田区地域福祉計画

計画の期間・位置づけ

計画の期間：令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間としている。

- 位置づけ：(1) 墨田区基本構想、基本計画との整合性を保ちつつ地域福祉を推進するための基本指針
(2) 福祉分野における部門別計画の基礎となる福祉計画
(3) 社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」

令和4年度事業計画

基本目標1 包括的に支援するしくみを強化する

1 包括的支援体制を構築する（重点取り組み）

他機関協働事業における重層的支援会議を定例的に開催する。また、包括的支援体制の地域の拠点となる「地域福祉プラットフォーム」を運営するとともに、今後の設置数増加や機能強化に向けた検討を進める。

2 地域活動を推進する環境を整備する

地域福祉の推進及び「すみだボランティアの日」の啓発を兼ねた「すみだ地域福祉・ボランティアフォーラム」を開催する。

また、地域福祉の担い手の育成支援として、民生委員・児童委員への研修や活動に役立つ情報を提供するほか、地域プラットフォーム研修会・学習会、ボランティア養成講座等を実施し、新たな担い手の発掘や育成を進める。

町会・自治会単位で行われる「小地域福祉活動」や地域のだれでも参加できる気軽な交流の場である「ふれあいサロン活動」について、新規地区の立ち上げを図るとともに、子育て世代の交流の場であるおもちゃサロンを定期的に運営する。

3 地域で支えあい、助けあうしくみを確立する

高齢者・障害者・子育て世帯が安心して暮らせるよう、生活支援・子育て支援に関する各事業を推進し、地域内の見守りネットワークや自立支援、地域の支えあい活動の充実、子育て環境の向上につなげる。

また、地域福祉プラットフォーム事業や町会・自治会活動の支援等を行い、地域課題の解決に向けた主体的な取り組みが実施されるよう支援する。

4 地域で安心して暮らし続けるための支援をする

成年後見制度の利用支援や市民後見人の育成支援等の権利擁護事業を進める。また、あんしんサービス事業については、昨年度の試行期間の結果を踏まえて事業を推進する。

基本目標2 区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる

1 災害時に支えあい、助けあいを推進する

災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行うほか、災害ボランティア講座を実施し、地域住民への意識啓発に努める。また、区・学校・町会・自治会、地域の関係者が会議等を通じて災害に備えるとともに、早期の立退き避難が必要な区民への個別支援プランの作

成や要配慮者食支援マニュアル（素案）のブラッシュアップを図る。

2 誰もが心を通わす暮らしやすいまちをつくる

障害理解やノーマライゼーション理念等について情報発信するほか、障害福祉の啓発等を目的としたすみだスマイルフェスティバルを実施する。また、幅広い世代への「福祉教育」プログラムとして、児童・生徒向けに体験ボランティア事業を実施する。

3 誰もが自由に行動し、社会参加しやすいまちをつくる

あんしんバリアフリーマップの運営や区立図書館における障害者サービス事業を実施し、情報バリアフリーを推進する。また、地域における手話・点訳・音訳・要約筆記のボランティアの育成を目的とした講習会等を実施する。

2 事業計画に対する考え方

「第四次墨田区地域福祉計画」で掲げた基本目標「包括的に支援するしくみを強化する」、「区民が安心して暮らせる福祉のまちをつくる」に基づき、様々な機関・団体と連携しながら計画を推進する。

また、本計画では重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、高齢・介護・障害・子ども、生活困窮等の分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した支援ニーズ」や「制度の狭間にある課題」に対応する包括的な支援体制を構築し、地域共生社会の実現をめざす。